

**岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書 添付書類について**

\* 申請書の提出期限は、治療が終了した日の属する年度末（3月31日）です。ただし、2月1日から3月31日の治療終了分は、5月31日まで受け付けます。期限を過ぎますと、当該年度分の助成ができませんので、ご注意ください。

1. 岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書（様式第6号）

※「申請者氏名」と「口座名義人」は、同一の方としてください。

2. 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第7号）

※採卵・胚移植を行う指定医療機関の主治医が記入したものです。

3. 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（男性不妊治療用）（様式第7号の2）

※手術により精子の採取を行う指定医療機関の主治医が記入したものです。

※令和3年4月以降に終了する男性不妊治療の証明については、原則こちらで証明してもらってください。

4. 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書

※上記受診等証明書に記載された領収金額と領収書の金額が一致しているか確認してください。

5. ご夫婦の婚姻状況及住所並びに過去の治療の後に出産した子の生年月日が確認できる書類

※世帯全員の住民票（続柄、筆頭者、前住所が省略されていないもの）

※夫及び妻の両方の記載があり、続柄（夫婦以外が世帯主の場合は+筆頭者）が記載されているもの

※発行から3ヶ月以内のもの

6. 婚姻状況及び過去の治療の後に出産した子（12週以降の死産含む）の生年月日等が確認できる書類

※初回申請、第2子リセット分の申請の初回のみ、事実婚のいずれかに該当する場合必要

※戸籍謄本

※事実婚の場合、夫、妻どちらも必要

※発行から3ヶ月以内のもの

※死産の場合、死産届の写し・火葬許可証の写し・対象児の母子手帳等（該当する場合はご相談ください。）

7. ご夫婦それぞれの所得課税証明書（コロナ特例の対象者に限る）

※コロナ特例の対象者とはR2.3.31時点で妻の年齢が39歳の方もしくは42歳の方です。

※町村が発行する所得証明書（児童手当法施行令による控除が確認できるもの）

→市町村の窓口で「児童手当用の所得証明書」又は「所得・課税証明書」を入手してください。

※所得のない方についても上記証明書を提出する必要がありますので、必ず二人分を提出してください

※1月から5月までの申請については前々年、6月から12月までは前年分を提出してください。

8. 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合に限る）

＜ 児童手当法施行令による所得の計算方法 ＞

$$\boxed{\text{所得額}} = \frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費 (給与所得控除額)}}{\text{源泉徴収票でいう、「給与所得控除後の金額」}} - 80,000\text{円} - \text{諸控除}(\ast)$$

(社会保険料等相当額)

諸控除の種類(※)	控除額
雑損控除	控除相当額
医療費控除	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
勤労学生控除	270,000円
障害者控除	270,000円×該当者数
特別障害者控除	400,000円×該当者数

